

平成19年内発協賀詞交歓会



内発協は1月11日、東京・九段下のホテルグランドパレスで平成19年賀詞交歓会を開催、会員企業、関係省庁及び団体から約240名が参加した。冒頭、開会挨拶に立った竹野正二会長は「自家発電設備の安全対策の実施に注力して取り組む」と抱負を述べた。続いて、来賓挨拶として、経済産業省原子力安全・保安院の成瀬卓也電力安全課長の挨拶文を結城則尚火力班長が代読し、



総務省消防庁の鈴木康幸予防課設備専門官、国土交通省住宅局の田中政幸建築指導課課長補佐がそれぞれの立場から祝辞を述べた。挨拶の後、副会長の藤川建樹富士電機システムズ常務取締役の乾杯の音頭で懇親へ移り、平成19年のスタートを切った。挨拶要旨は次のとおり。

挨拶要旨

◆(社)日本内燃力発電設備協会 竹野正二会長の開会挨拶

「安全対策実施に注力」



今年の経済産業省の施策のキーワードは、環境・安全・成長の三つであると同っています。

このうち、成長については、企業に欧米並みの減価償却制度を採用することなどにより活性化を図ることが伝えられています。安全については消費者製品安全法の改正により、事故発生可能性がある場合は報告することが義務付けられました。われわれに関係の深い内燃力や、燃料電池の発電設備も一般家庭への普及が進んでいる状況を受け、火傷防止対策や酸欠防止対策など、十分な安全対策を講じるよう技術基準が改正されています。

当協会としては引き続き、これら発電設備の安全と非常時における発電力の確保について取り組んで

行きたいと思います。

一方、当協会の業務実績については、平成17年に出された移動用発電設備の取り扱いに関する通達により、建設工事現場等で使用される可搬形発電設備の専門技術者の受験申請者数が前年度にくらべほぼ倍増するなど好調に推移しています。

本年も会員各社並びに本日ご参集下さった皆様のみますのご発展をお祈り申し上げます。

◆経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課 成瀬卓也課長の来賓挨拶(結城則尚火力班長の代読)



貴協会におかれましては内燃力発電設備の技術指導及び専門技術者の養成に努めるなど、発電設備の機能性向上と安全性確保に取り組んで来られたことに対して感謝申し上げます。

さて、本年の保安院の取り組みについて、火力発電設備の安全確保に重要な溶接に関して、平成十二年の電気事業法改正により、溶接安全管理検査制度が導入されました。そして昨年、より円滑な運用について検討を行った報告書を取りまとめました。保安院としては本報告書を基本とした運用改善を本年中

に実現するとともに、理解促進のために積極的に取り組んでいきます。

一方、昨年は国民の安全・安心に関わる様々な問題も発生しました。電力業界においては火力・水力・原子力の発電設備に関する一連のデータ改ざんが明らかになりました。保安院としては電気事業者に対してデータの総点検を指示しており、これを機に、電気事業に携わる皆様にはコンプライアンスの重要性を再認識し、さらなる業務改善を図って頂きたいと思えます。

なお、本年一月に保安院は発足から六年が経過しました。設立当初に定めた四つの規範、(1)強い使命感、(2)科学的・合理的判断、(3)業務執行の透明性、(4)中立性・公平性の確保、に則った業務を推進していきます。最後に、皆様のますますのご発展を祈念いたします。

◆総務省 消防庁 予防課

鈴木康幸設備専門官の来賓挨拶



近年、自然災害や事故が多発するとともに、大規模・複雑化しています。また、東海地震を始めとする大規模地震対策や国民保護対策の強化が求められています。これを受け消防庁では、消防機関の

広域化、消防団の充実、緊急消防援助隊の強化等の施策を講じています。予防行政については、一般住宅に住宅用火災警報器等の設置義務化をしたところであり、今後十年間で火災による死者数を半減したいと考えています。

消防用設備等は火災時に確実に作動することが求められており、自家発電設備はその非常電源として高い信頼性を得ています。最近、エネルギー利用率や環境特性に優れた自家発電設備の需要が高まっ



ていますが、先般、消防法施行規則を改正し、マイクロガスタービンなどの新しい電源も非常電源として用いることができるようにしたところであります。今後は、自家発電設備の製造・設置工事に加え、設置後の維持保全の重要性も高まってくると考えていますが、貴協会には専門技術者養成制度等を通じて、安心して安全に暮らせる社会の構築に貢献していただきたいと思います。皆様方のますますのご活躍に期待しています。

◆国土交通省 住宅局 建築指導課

田中政幸課長補佐の来賓挨拶



一昨年十一月に耐震偽装の問題が発覚し、国民の間に建築物に対する不安と建築業界への不信感が高まっています。再発防止策と国民の信頼回復を図るため、建築確認検査の厳格化、指定確認検査機関に対する監督の強化、建築士に対する罰則の大幅

な強化を内容とする建築基準法等の改正、高度な専門能力を有する建築士による構造設計等の適正化、設計・工事監理業務の適正化等を内容とする建築士法等の改正を行いました。また、建築物へのアスベストの使用規制を内容とする建築基準法の改正を行うとともに、エレベータ事故の再発防止策の検討を行っています。

国民の安全に対する意識が高まっている中で、非常用照明やエレベータなどの予備電源として設置される自家用発電設備には建築物の安全性を確保する上で極めて重要な役割を担っています。自家用発電設備が緊急時に確実に機能を発揮するためには技術の高度化や品質の維持管理が一層重要となります。皆様には建築物の安全性向上に対して一層のご尽力を賜るようお願いいたします。

